

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.109 2014.11.27
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

第3回 ポーナスカット渡邊さん本人訴訟が開催される!

11月21日、大阪地方裁判所において渡邊さん本人訴訟が開催されました。
今回は、会社からチェックシートに誤って「Z70」と記載した後に、管理者からの注意指導を受け「Z71」と訂正したとする証拠を出してきました。
これで注意指導されてから書き直したと言えるのでしょうか?

会社は上記を含めて2件の「カット理由」とする書証が提出されました。しかし、これ以外の「カット理由とする書証はない」とのことでした。残り30件以上はどうするのでしょうか?

裁判官からも「裁判所は残りの立証はどうするのか関心があります。人証でいくのですか?」等の質問が行われました。それを受けて、会社は次回までに書面を提出することになりました。会社は「カット理由」を「5W1H」で現場管理者から報告が上がってきていると述べています。どのような報告をしたか明らかにする必要があります。

このチェックシートを見ると助役の印鑑があります。証人になって裁判で明らかにして下さい。お待ちしております。

次回は、2015年1月30日(金)11時30分 大阪地裁611号法組合員の皆さんの傍聴参加を御願います。